

第8章 計画の推進

1. 計画の周知

本計画については、市民の理解と協力が必要であり、市民、関係機関等の連携・協力のもとで推進していく必要があります。このため、市広報紙やホームページ等を活用して、広く市民に周知するほか、誰でも閲覧できるよう、市情報公開コーナーをはじめ、各公民館、各図書館、健康福祉センター等の公共施設及び県保健福祉事務所、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の各関係機関に配置します。

2. 計画の推進体制

本計画は、市の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるまちを目指すものであり、計画を円滑に推進していくためには、行政だけでなく、市民や事業者、各団体等の役割が重要になります。

本計画の取り組みが、介護保険や高齢者福祉のみならず、高齢者の生活全般に関わることから、医療、介護、介護予防、見守り・生活支援、住まいのサービスを高齢者の状態の変化に応じて切れ目なく、有機的かつ一体的に提供する地域包括ケアシステムの深化を推進していくためには、医療・介護・保健・福祉の関係機関、民生委員・児童委員、地域自治組織やシニアクラブ、ボランティア、NPO法人など、地域で活動する様々な団体との力が不可欠となります。多様な手法や機会を活用し、幅広い地域の関係機関等との連携・協働による取り組みを総合的に推進します。また、行政内の体制として、健康増進部介護・高齢者支援課を中心に、庁内の各部局が連携を図り、役割分担と協働のもと、計画を推進します。

3. 計画の進行管理

本計画では、可能な限り目標指標を設定し、適宜その達成状況を確認しながら進行管理を行います。本計画に掲げている事業の進捗状況については、指標の達成状況を高齢者保健・福祉事業運営協議会に報告し、評価ならびに各分野の立場での意見を聴取します。また、国の制度改正の動向等に注目しながら、計画に記載する施策（事業）等のあり方について、必要に応じて検討を行います。

評価結果については、市広報紙等で公表するとともに、計画内容や進捗状況に対する市民や関係団体等の意見聴取に努め、計画の推進や次期計画見直しなどに活かします。